

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	監査対象	指摘内容	是正改善
社会福祉法人 江田島市社会福祉協議会	令和6年2月5日	法人本部	<p>1 労務管理</p> <p>(1) 3事業場の対応について</p> <p>当該法人には3事業場(いずれも労働者10人以上)あるが、就労規則の作成、36協定等労使協定・届出は1事業場しか行われていない。また、労働者の過半数を代表する者の選出も1事業場しか行われていない。2事業場についても、就業規則の作成・届出、労働者の過半数代表者の選出を行い、必要な労使協定を締結・届出すること。</p> <p>【根拠規定：労働基準法第36条、第89条、第90条】</p>	令和6年4月1日から適用。

			<p>(2)労働時間の把握、記載について 出勤簿が押印で行われており、始業・終業時刻の記録が無く、労働時間が把握されていない。また、賃金台帳に労働日数、労働時間の記載がない。就労時間の把握、労働日数、労働時間の記載をすること。</p> <p>【根拠規定：労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき処置におけるガイドライン、労働基準法第108条、同法施行規則第54条】</p>	<p>令和6年4月1日から運用開始。</p>
			<p>(3)割増賃金について 時間外、休日、深夜労働に対する割増賃金の計算が本給のみで行われている。除外賃金以外の手当等を含めて計算、支給すること。</p> <p>【根拠規定：労働基準法第37条、同法施行規則第21条】</p>	<p>令和6年6月に開催予定の理事会において、給与規定の改定を行う</p>